

大口町告示第26号

大口町民間木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月26日

大口町長 森 進

## 大口町民間木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町民間木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成15年大口町告示第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「在来軸組構法」の次に「及び伝統構法」を加え、同条第3号中「愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」を「改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」に改める。

様式第3及び様式第4を次のように改める。

様式第3（第6条関係）

大口町民間木造住宅耐震診断員派遣事業決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長 回

年 月 日に受理しました大口町民間木造住宅耐震診断については、  
下記のとおり耐震診断員派遣の決定（却下）をしたので通知します。

記

- 1 受付番号
- 2 建物所在地

（却下理由）

\* この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

様式第4（第7条関係）

大口町民間木造住宅耐震診断員派遣事業繰越通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長 回

年 月 日に受理しました大口町民間木造住宅耐震診断については、  
下記のとおり耐震診断員派遣を次年度に繰越ししたので通知します。

記

- 1 受付番号
- 2 建物所在地

\* この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。